

シーパイン友の会規約

(名称)

第1条 本会は、シーパイン友の会、略称「シーパインズ」と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を公益財団法人名取市文化振興財団(以下「財団」という。)内に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民文化の向上及び振興への参加の機会を確保し、市民の文化活動への一層の活性化を図り、個性豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 財団の主催若しくは共催する文化事業に対する協力
- (2) 音楽会・演劇鑑賞会・文化講演等の事業
- (3) その他目的達成に必要な事業

(会員及び会費)

第5条 会員は、前条の目的に賛同し、年間 1,000 円の会費を毎年所定の時期に財団の定めた方法により支払うものとする。

2 会員には、会員証を発行する。

3 会員期間は、毎年 4 月 1 日若しくは入会の日から最初に来る 3 月 31 日までとし、会員からの申し出がない限り、これを更新する。

4 会員期間の更新は、財団があらかじめ通知する期日までに、所定の方法にて次年度の年会費を支払うことにより行う。

5 会員は次の場合に資格を失うものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 会員の有効期限を過ぎても会費が納入されないとき。

(会員の特典)

第6条 会員には、次の特典を与えるものとする。

(1) 財団が主催・共催する公演の入場料の割引(割引額は入場料の 10%程度とし公演ごとに定める)

- (2) 財団が主催・共催する公演入場券の電話予約購入
- (3) 情報誌・催し物案内等の郵送
- (4) その他財団が定めた特典

(支払い代金の決済)

第7条 会費・入場料等の支払い方法は、全額一括払いとし、会員があらかじめ指定した口座から、財団の指定した期日に自動振替によって支払うものとする。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失又は盗難にあったときは、ただちに財団に届け出るものとする。

2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員又は財団に損害を生じた場合は、会員がその損害の責を負うものとする。

(届出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所、電話番号及び口座等に変更が生じた場合には、ただちに財団に届け出るものとする。

2 会員は、前項の届け出を怠ったことにより、財団からの送付書類等が延着又は不到着となっても、異議を申し立てることができないものとする。

(退会等)

第10条 会員が退会するときには、財団に届け出をし、債務を完済するとともに、会員証を返却するものとする。

2 会員は、いつでも退会することができる。但し、納入済の年会費については一切返還しないものとする。

3 会員が虚偽の申告、代金の未払いその他規約に違反したときは、会員の資格を取り消すことができるものとする。

(規約の変更)

第11条 本規約を変更する場合には、会員に通知するものとする。

附 則

この規約は、平成8年10月3日より施行する。

附 則

この規約は、平成9年2月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成11年9月30日より施行する。

附 則

この規約は、平成14年9月1日より施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。